

# 広報「おくしり」有料広告掲載取扱要領

平成 27 年 4 月 17 日 制定

## (目的)

奥尻町では、健全な財政運営に資するための自主財源を確保するため、地域企業等へ有料広告掲載を実施し、次のとおり取扱基準を定める。

## (取扱基準を作成する経緯)

奥尻町広告掲載取扱要綱第 5 条の規定による。

参考：奥尻町広告掲載取扱要綱↓

<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/top/detail/558931>

## (概要)

### 1. 広報誌発行の概要

- (1) 発行月 毎月 1 回発行（概ね月末までに翌月号として発行）
- (2) 発行部数 1,800 部（平成 27 年 3 月末現在）
- (3) 配布先 町内へ全戸配布。（約 1,450 部）  
町内の公共施設や主な事業所。（約 50 部）  
町外の配付を希望された奥尻町出身者や関係行政機関など。（約 100 部）  
月によっては、ふるさと納税者への PR 用（残数を使用）
- (4) 印刷形体 黒色、青色の 2 色刷り（1 月号のみ表紙と裏面をカラー刷り）

## (広告の範囲)

### 2. 次の各号に該当する広告は、掲載できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広報として不相当であると町長が認めるもの

## (広報誌での広告掲載規格・掲載料)

### 3. 広報誌での広告規格・掲載料は、掲載 1 回につき次のとおりとします。

	規 格	町内事業者	町外事業者
①	縦 4.5 cm × 横 8.8 cm	<b>2,000 円/月額</b>	<b>3,000 円/月額</b>
②	縦 4.5 cm × 横 17.8 cm	<b>4,000 円/月額</b>	<b>5,000 円/月額</b>

(広告の掲載順位)

4. 広告の掲載順位は次のとおりとする。

- (1) 事業の内容が公共的性格を有する企業等に係る広告。
- (2) 町内に事業所等を有する企業等に係る広告。
- (3) 前各号に該当しないものの広告。
- (4) 前各号の規定により同順位の広告が2以上あるときは、申込み順位による。

(有料広告掲載対象者)

5. 広告掲載の申し込みの出来る者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所等を有する者及び町内で活動している団体。  
また、前項に該当される場合は、町税等完納証明書の添付を義務づける。
- (2) 町外の事業所で町民の日常生活に関する公共的性格があるもの。
- (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者。

(掲載記事の作成)

6. 掲載する広告の原稿は、広告主が作成して下さい。

広告の掲載ページへの割付等については町が行うため、掲載ページの指定はできません。

(申込方法・期限)

7. 申込み方法は、別紙様式第1号の1及び別紙様式第1号の2に必要な事項を記載のうえ、総務課情報サービス係へ関係書類を添えてお申込み下さい。また、広報誌は毎月月末を目途に翌月号として発行するため、掲載月号の前月の5日までにお申込みください。

(掲載料の収納)

8. 総務課情報サービス係では申込み内容を審査し、広告掲載を認めると判断した場合、速やかに納入通知書を発行し広告掲載料の請求を行いますので次の各号により行って下さい。

- (1) 広告掲載料は、町長が指定する期日までに一括納入する。(掲載料の入金は、校了の都合もあるので掲載月号の前月10日までとする。)
- (2) 広告の掲載にあたっては広告掲載料の入金後とする。

(その他)

9. その他事項として次のとおり定めるが、定めのない事項はその都度担当部署で協議し、必要がある場合は当審議会に諮ることとする。

- (1) 広告の原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトをして提出する。
- (2) ロゴマークや写真・イラストなどを入れる場合、基データ(JPEG形式等)を提出する。
- (3) 町では掲載した広報誌を、広告主へ1部寄贈します。

◆詳しいことについては、下記担当窓口へお問い合わせ下さい。

奥尻町役場 総務課情報サービス係

☎ : 01397-2-3402

FAX : 01397-2-3445